

令和4年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

令和4年5月26日瑞穂町教育委員会第5回定例会が庁舎1階の小ホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君・社会教育課長 佐久間 裕之 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第25号 「令和4年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について

日程第4 議案第26号 瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について

- 日程第5 議案第27号 議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第28号 令和4年度一般会計補正予算（第2号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午後1時15分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年瑞穂町教育委員会第5回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において3番、中野委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

（「質問なし」の声）

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第25号、「令和4年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第25号については、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第5条第2項の規定により、下記の者を有識者として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、田中洋一、濱野裕美、青木忠司、住所及び生年月日等は記載のとおりです。任期は、令和4年度瑞

穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書【令和3年度対象事業分】作成までです。

以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第25号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第25号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、議案第26号、瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について、を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

議案第26号については、瑞穂町図書館協議会委員に欠員が生じているため、瑞穂町図書館協議会条例第2条の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、藤森慎一、住所・生年月日等は記載のとおりです。任期は、令和4年6月1日から令和5年6月30日までです。

以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第26号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第26号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第5、議案第27号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について

(瑞穂町郷土資料館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)、を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

議案第27号については、瑞穂町郷土資料館の施設及び附属設備の利用時間を変更するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出するものです。附則といたしまして、この条例は、令和5年1月1日から施行するものです。詳細につきましては、図書館長が説明いたします。

図書館長

議案第27号について詳細を説明いたします。

瑞穂町郷土資料館の開館時間を他の類似施設の一般的な開館時間に見直すことで、現状の利用実態に合った開館時間に変更をするため条例の一部を改正します。

改正の主な内容は、施設等の夜間の利用の部分を削るものです。

2枚おめくりいただき新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の1ページからご説明いたします。第7条は、施設等の利用について定めるものです。同条第2項で、旧条例で午後9時30分までとしていた利用時間を午後5時までに変更しますが、ただし書きで、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を得て、これを変更することができることを定めています。

別表第1、第4条、第12条関係では、施設名と利用区分ごとの利用料金を定めるものです。旧条例の午後5時30分から午後9時30分までの夜間の利用時間を削り、全日の利用区分について、午前9時から午後9時30分を午前9時から午後5時までに変更します。旧条例の備考2は、午前及び午後、午後及び夜間を引き続き利用するときの各利用区分の間の時間における利用料金の扱いについて定めています。変更後の同表中、全日の利用区分の利用料金に各区分の間の時間が含まれていないことが確認できることから、旧条例の備考2を削り、変更後の備考2を3とします。

おめくりいただき裏面をご覧ください。附則第1項は、施行期日を定めるものです。この条例は、令和5年1月1日から施行します。附則第2項は、経過措置を定めるものです。改正後の条例の規定は、令和5年1月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、従前の例によることを定めています。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長
鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。
ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
これより議案第27号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第27号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第27号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第6、議案第28号、令和4年度一般会計補正予算(第2号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第28号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和4年度一般会計補正予算(第2号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細をご説明します。歳出のみとなります。ナンバー1から4の一小から四小の管理用備品は、教室の更衣用カーテン購入に係るもので、1と2は、契約差金による減額、3と4は、令和5年度に予定していたカーテンの前倒し購入に伴う増額です。ナンバー5から9は、町営少年サッカー場隣接地の土地利用に伴い、既存のフェンスに合わせて境界を定め直したことにより、隣接するそれぞれの施設用地を購入するものです。測量委託料は、これに付随するものです。ナンバー7のフェンス改修工事は、図書館の既存の竹垣の撤去と新たなフェンスの設置に伴う予算化です。

以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長
村上委員
図書館長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。
図書館のフェンス改修工事はどのあたりのところなのでしょう。

お答えします。瑞穂町図書館の正面玄関へ向かう階段の左手側、駐輪場側に植え込みがあります。その

植え込みの植栽内に、駐輪場との高低差があるんですけども、その擁壁に沿って現在、手作りに近い竹垣が設置されています。その竹垣状の柵が古くなりまして、来館者が増えまして、安全上の問題もありまして、ここで安全なフェンスに改修するというような内容でございます。

場所は、正面玄関に向かって階段を上って左手の植栽内でございます。

以上です。

村上委員 フェンスの改修工事はどのくらいの期間がかかるのでしょうか。その時には、駐輪場が使用できなくなるのかどうか。

図書館長 お答えします。植栽内の工事を予定していますので、利用者の方に影響を及ぼさずに施工ができると考えています。いずれにしましても、利用者の方への影響を最小限にするように工事を進めます。

鳥海教育長 補足いたします。建築ブロックで擁壁を組んであるんですね。その建築ブロックの上面の中側にある植栽の部分に作りますので、工事施工中についても、撤去新設するにあたって、植栽のところにガードパイプなりを置いて作業をすれば、休館期をねらってとかそういうことをしないでも、十分作業ができる内容でございます。

鳥海教育長 ほかにご質問もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第28号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第28号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第28号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて令和4年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午後1時31分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員